

平成18年9月14日
理事長決定
最終改正 平成27年12月15日

国選弁護・国選付添及び国選被害者参加における通訳料基準

国選弁護人の事務に関する契約約款本則第17条、国選付添人の事務に関する契約約款本則第15条及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款本則第15条の規定に基づき、一般国選弁護人契約弁護士が接見等の弁護活動のために通訳を依頼するときの通訳料、一般国選付添人契約弁護士が面会等の付添活動のために通訳を依頼するときの通訳料及び選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が選定請求をした者との打合せその他の国選被害者参加弁護士としての活動のために通訳を依頼するときの通訳料についての基準を別添のとおり定める。